とくしまユニバーサルデザイン県民会議設置要綱

(名称)

^{はんかい}本会は、とくしまユニバーサルデザイン県民会議(以下「UD県民会議」という。) と称する。

だい もくてき

第2条 UD県民会議は、とくしまユニバーサルデザイン基本指針(平成17年3月策定) を踏まえ、「地域に暮らすみんなが住みやすいまち徳島」を実現するため、県民、NPO・ 関係団体、事業者、行政等の各主体が緊密に連携・協働し、それぞれの役割に応じて、 積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの推進に向けた取り組みを実践することを自 的とする。

- (所掌事項) にいじょう はなみんかい ぎ せんじょう もくてき たっせい つぎ かか かっとう おこな 第3条 UD県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) ユニバーサルデザインの実践に関する意見表明・活動報告など相互の情報交換及 び各活動をつなぐ県民ネットワークのが歌
 - (2)ユニバーサルデザインに関する情報発信と普及啓発

(3) 県が行う施策への参画と意見・提言

(4) その他、UD県民会議の目的を達成するために必要な活動

(会員)

- 原成ない一つ かんけいだんだい じぎょうしゃおよ ちょうこうきょうだんだいなど 県内のNPO・関係団体、事業者及び地方公共団体等
- (2)個人会員
 - ・ 県内在住のユニバーサルデザインに関心がある個人 ・ 県内在住が、
- 会員は、UD県民会議の行う活動に積極的に協力するとともに、自らユニバーサル デザインの推選に向けた取り組みに努めるものとする。

- C_{Loo} $C_$
- (1) 入会方法
- UD県民会議へ参加を希望する団体、個人は、別に定める申込書を提出する。
- (2) 脱会方法
- UD県民会議からの脱会を希望する団体、個人は、別に定める退会届を提出する。

(役員)

- 第6条。UD県民会議に、次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名

(役員の選出方法)

第7条。役員は、会員の互選とする。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。その場合は、その選任について

は、前項の規定を準用する。

(役員の職務)

だい でよう やくびん つき かくごう かか 第8条 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

(1)会長は本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたるときは、会長があら かじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(役員の任期)

が、はいた。 また また また 第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の報酬) 第10条 役員は無報酬とする。

3 UD県民会議に会長が出席できない場合は、副会長がその職務を代理する。

(専門部会)

第12条 UD県民会議は、ユニバーサルデザインの推進に関する専門的な事項の検討を行 うため、専門部会を設置することができる。

(庶務) たい 第13条 UD県民会議の庶務は、徳島県生活環境部生活環境政策課において処理する。

(その他) たいとよう 第14条。この規約に定めるもののほか、UD県民会議の運営について必要な事項は、会長 が別に定める。

。 また 附則 この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

が 防則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

が利

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

が が この要綱は、 令和6年4月1日から施行する。